

請求の範囲

- [請求項1] デルゴシチニブ又はその塩を含有する眼科用水性組成物であって、
pHが4.0～6.5である眼科用水性組成物。
- [請求項2] 眼科用水性組成物と接する部分の一部又は全部がポリオレフィン系
樹脂で形成された容器に収容してなる、請求項1に記載の眼科用水性
組成物。
- [請求項3] デルゴシチニブ又はその塩の含有量が、眼科用水性組成物の総量を
基準として、0.001質量%～5質量%である、請求項1又は2に
記載の眼科用水性組成物。
- [請求項4] 前記ポリオレフィン系樹脂がポリエチレンである、請求項2又は3
に記載の眼科用水性組成物。
- [請求項5] 緩衝剤を更に含有する、請求項1～4のいずれか一項に記載の眼科
用水性組成物。